

○八王子市ものづくり産業表彰実施要綱

平成22年11月1日施行

改正 平成26年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市ものづくり産業表彰について必要な事項を定め、八王子の産業・文化の発展を支えてきた「ものづくり」の分野において、特に優秀な功績をあげた個人又は団体を顕彰することにより、本市における産業振興への貢献を称え、本市の産業振興の更なる推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業活動において、次の各号のいずれかに該当する著しい成果を挙げた個人又は団体とする。

- (1) 国及び都知事その他公共性の高い団体による表彰を受けたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の産業振興に著しく貢献したと認められるもの

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、次条に規定するものづくり産業表彰審査会（以下審査会という。）の審査を経て、市長が決定する。ただし、前条第1号により表彰を行う場合には、審査会を経ず、市長が受賞者を決定するものとする。

(ものづくり産業表彰審査会)

第4条 審査会は、次の者をもって構成し、受賞対象者の選定において、審査が必要と判断された場合に開催するものとする。

- (1) 産業振興部を所管する副市長
- (2) 産業振興部長
- (3) 産業政策課長
- (4) 企業支援課長

2 審査会の会長は、産業振興部を所管する副市長の職にある者をもって充てる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、受賞者の決定後、随時行うものとする。

(表彰の方法)

第6条 市長は、受賞者に対し、表彰状を授与するものとする。

2 前条の表彰があったときは、その旨を速やかに周知する。

(表彰の事務)

第7条 表彰に関する事務は、産業振興部企業支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。ただし、平成22年4月1日以降に国及び都知事その他公共性の高い団体による表彰を受けた者については、本表彰の対象とする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。